

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年6月30日

【会社名】 株式会社キムラタン

【英訳名】 KIMURATAN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清川 浩 志

【本店の所在の場所】 神戸市中央区加納町二丁目4番10号
水木ビルディング

【電話番号】 078-806-8234(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 木村 裕 輔

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区加納町二丁目4番10号
水木ビルディング

【電話番号】 078-806-8234

【事務連絡者氏名】 常務取締役 木村 裕 輔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設する。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設する。

株主総会資料の電子提供制度の導入後、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除する。

上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設ける。なお、本附則は期日経過後に削除する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案 定款一部変更の件	809,704	10,611	0	(注)	可決 98.71

(注) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の2/3の賛成による。